

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について（国民健康保険税分）

平成14年11月20日

市 民 部

1 改正の趣旨

地方税法の一部改正を含む健康保険法等の一部を改正する法律が平成14年10月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の算定に係る所得控除額について、市県民税の課税との整合を図るほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正内容について

(1) 給与所得特別控除の廃止（第140条第1項関係）

+ 2700円

給与所得者について、上乗せ控除（上限2万円）を廃止。

※上乗せ控除（上限2万円）は「給与所得に係る収入金額の100分の5の金額」であり、2万円を超えるときは2万円となっている。市県民税では、適用なし。

(2) 公的年金等特別控除の廃止（附則第25条の5第1項関係）

+ 26000円

公的年金受給者について、65歳以上の公的年金等控除（最低140万円）に上乗せされている特別控除（17万円）を廃止。

※市県民税では、適用なし。

65歳以上
 (H12年度)
 被保険者 15387人
 △
 1人あたり 155千円位
 増した

ただし老齢基礎年金の受給者は対象にはなっていない。

(3) 青色事業専従者給与及び事業専従者控除の適用（第140条第2項の削除）

増した

国保税にはこれまで適用のなかった青色事業専従者給与及び必要経費算入、事業専従者控除を適用。

※市県民税では、適用あり。

- 2603千200円

(4) 長期譲渡所得等の特別控除の適用（附則第26条関係）

- 8000円

国保税にはこれまで適用のなかった長期譲渡所得の特別控除を適用。

※市県民税では、適用あり。

3 その他

平成15年度国民健康保険税から適用する。

かいはり - 1900円